

総務常任委員会資料

付託議案説明資料

令和5年度兵庫県一般会計補正予算について

令和5年6月16日

財 務 部
危機管理部

**令和5年度兵庫県一般会計補正予算
財 務 部**

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳					合計 a+b
			国庫		特定	起債	一般	
			地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金				
一般会計	468,304,446	5,000	0	0	5,000	0	0	468,309,446

2 事業の概要

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
I 県民生活の安定化に向けた支援		
① ふるさとひょうご 寄附基金への積立	子ども食堂・支援団体応援プロジェクトに対する 寄附金を積立	5,000
合 計		5,000

令和5年度6月補正予算(緊急対策)
危機管理部

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳						合計 a+b
			国庫			特定	起債	一般	
			通常補助	地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金				
一般会計	8,351,135	1,768,000	0	1,768,000	0	0	0	0	10,119,135

2 事業の概要

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
I 県民生活の安定化に向けた支援		
(1) 家計への支援		
① LPガス販売事業者を通じたLPガス利用者負担の軽減		
	国支援の対象外となるLPガス利用者に対し、販売事業者を通じ、1契約あたり総額3,700円の料金軽減対策を実施 ○ 対 象 LPガス販売事業者(約473,000契約) ○ 支 援 額 定額 3,700円/契約	1,768,000
合計		1,768,000

総務常任委員会資料

付託議案説明資料

条例・事件決議

令和5年6月16日

財 務 部

第67号議案 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、地方税の課税免除に伴う減収補填措置の適用要件が見直されたことを踏まえ、事業税の課税免除に係る規定等について所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 知事は、離島振興法に規定する産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において同法に規定する離島振興計画に振興すべき業種として定められた製造の事業等の用に供する設備（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域等のうち産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして租税特別措置法施行令で定める地区（以下「過疎地区」という。）内において営む当該製造の事業等の用に供する設備を除く。）のうち規則で定めるものを新設し、又は増設した者について、事業税の課税免除をすることができるものとする（第2条関係）。
- (2) 知事は、産業振興促進区域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う一定の個人（過疎地区内において畜産業又は水産業を行う個人を除く。）について、事業税の課税免除をすることができるものとする（第3条関係）。
- (3) その他規定の整備を行う（第1条関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

ア 2(1)は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

イ 2(2)は、令和5年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税について適用し、令和4年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

請 願 文 書 表

令和5年6月15日配付

総務常任委員会付託

インボイス制度の実施延期を求める意見書提出の件

- 1 受理番号 第1号
- 2 受理年月日 令和5年6月8日
- 3 請 願 者 住 所 神戸市兵庫区新開地4-4-12
氏 名 兵庫県商工団体連合会
会 長 土 谷 洋 男
- 4 紹介議員 久保田 けんじ

5 請願の要旨

コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いている。「物価高倒産」は前年度比3.4倍(帝国データバンク4月10日公表)に上っている。

インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押し付けられる。既に、「インボイス登録しないと回答したら3月で契約が打ち切られた」事例が出ている。小規模事業者の取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになる。

影響を受けるのは小規模事業者やフリーランスだけではない。太陽光パネルを設置して売電している家庭や、敷地に飲物などの自動販売機を設置している家庭にもインボイス発行事業者登録に関する働きかけが行われている。

国会では、インボイス制度が実施されることで電気代が値上がりすることも明らかにされた。シルバー人材センターへの発注単価を引き上げるように政府は自治体に求めているが、こうした対応は住民の負担増にもつなが

りかねない。

政府は161万者がインボイス制度の対象になり、2,480億円の増収になると試算しているように、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策である。

今、インボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持、再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかである。

よって、下記事項を内容とする意見書を国へ提出するよう要望する。

記

- 1 インボイス制度の実施を延期すること。

閉会中の継続調査事件一覧

令和5年度

総務常任委員会

件名	項目	調査理由
1 県民との情報共有の推進について	○ 広報・広聴活動の推進について	参画と協働の県政の原点となる県民との情報の共有を進め、県民ニーズに的確に対応した県政を推進するため、県民に県政情報を確実に届け、国内外に県の魅力を強力に発信する広報戦略、及び県民意見を汲み上げる広聴の充実が不可欠である。このため、広報・広聴活動の推進について調査する。
2 市町振興について	○ 市町振興について	県政のパートナーであり、分権の主体である市町との連携・協調を図るとともに、市町の自立的運営への支援を行うことが不可欠である。このため、市町振興の取組について調査する。
3 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について	○ 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について	県民に信頼され、県民とともに県政を推進していくためには、県民の県政への参加をより一層促進し、公正で透明な開かれた県政を推進していく必要がある。このため、公文書の管理・県政情報の公開等の推進について調査する。
4 県政を支える職員の養成と働き方の推進について	○ 職員の新しい働き方の推進について	複雑多様な行政需要に迅速かつ的確に対応していくためには、職員の意識改革や能力開発に努めるとともに、職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じることができる多様な働き方を推進する必要がある。このため、職員の働き方改革の推進について調査する。
5 元町周辺再整備の推進について	○ 元町周辺再整備の推進について	元町地域の活性化に向け、新たな元町周辺再整備グランドデザインの検討など元町地域の再整備に向けた取組を推進する必要がある。このため、元町周辺再整備の推進について調査する。
6 地方分権の推進について	○ 地方分権の推進について	21世紀の成熟社会における新しい兵庫づくりには、地域主体の分権型社会の構築や地域主導の取組を推進する必要がある。このため、地方分権の推進について調査する。
7 新たな兵庫の創生に向けた総合的推進について	○ ひょうごビジョン2050及び地域創生の推進について ○ エネルギー対策等の推進について ○ 個性を生かす地域づくりに向けた取組について ○ 公民連携によるSDGsの推進について ○ 万博開催に向けた取組について	「ひょうごビジョン2050」で描いた本県が目指す将来像を実現するためには、ビジョンの最も総合的な実行プログラムである「兵庫県地域創生戦略」のもと、持続可能な多自然地域づくりや、水素社会の実現、公民連携・SDGs、2025大阪・関西万博に向けた取組等を着実に推進する必要がある。このため、ひょうごビジョン2050及び地域創生戦略や、エネルギー対策、個性を生かす地域づくり、公民連携によるSDGsの推進、万博開催に向けた取組状況について調査する。
8 情報化の推進について	○ 情報化の推進について	情報化社会の進展に対応し、情報通信の成果を実感できる社会の実現を目指すとともに、行政サービスの向上と行政システムの簡素・効率化を図り、誰もが安心して情報通信技術を活用できる情報交流社会の実現が不可欠である。このため、情報化の推進について調査する。
9 持続可能な行財政基盤の確立について	○ 県政改革の推進に向けた取組について ○ 財政状況について ○ 県税の賦課徴収について	県政改革の基本的な方向等を定める「県政改革方針」に基づき、県政改革を継続的かつ効率的に推進するための取組を実施するとともに、時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立する必要がある。このため、県政改革の推進に向けた取組、本県の財政状況、県税の賦課徴収状況について調査する。
10 参画と協働による県民躍動の推進と安全で安心な暮らしの実現について	○ 参画と協働による県民躍動の推進について ○ 安全で安心な暮らしの実現について ○ 人権啓発施策の推進について	県民一人ひとりが、地域社会との関わりの中で、その個性と能力を發揮し、安全・安心で主体的にいきいきと生活できる環境の整備が求められている。また、消費者トラブルの増加や不適切表示の発生などから、県民が安心して暮らすことができる社会づくりが求められている。このため、県民の参画と協働の推進、安全で安心な暮らしの実現、人権啓発施策の推進について調査する。
11 芸術文化の振興について	○ 芸術文化の振興について	心の豊かさが求められる時代にあって、多彩な芸術文化事業の展開による県民文化の広がりを図る必要がある。このため、芸術文化の振興について調査する。

12 男女共同参画の推進と青少年の健全育成について	○ 男女共同参画の推進と青少年の健全育成の推進について	<p>社会との関わりや家族・家庭の中で、すべての人がその個性と能力を発揮し、いきいきと生活できる社会の実現が求められている。</p> <p>また、兵庫の未来を担う青少年の健全育成を推進する必要がある。</p> <p>このため、男女共同参画の推進、青少年の健全育成の推進について調査する。</p>
13 スポーツ振興について	○ スポーツ振興について	<p>スポーツの多面的な価値を兵庫県の活性化に最大限活用するため本年4月にスポーツ行政が知事部局へ移管された。</p> <p>このため、これまで「兵庫県スポーツ推進計画」に基づき取り組んできたスポーツ振興はもとより、アーバンスポーツ・eスポーツなどの新しいスポーツや公民連携など、スポーツを通じた地域活性化への取組について調査する。</p>
14 防災・危機管理対策の総合的推進について	○ 防災・危機管理対策の総合的推進について	<p>南海トラフ地震等に対する防災・減災対策や、県民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる地域づくりを総合的に推進していく必要がある。</p> <p>阪神・淡路大震災で生まれた「創造的復興」の理念のもと、震災30年に向けた取組やフィールドパピリオンとしての防災ツーリズムを推進する。あわせて、東日本大震災やトルコ南東部地震等の被災地支援や、ウクライナ復興に向けた提言の検討を進める。</p> <p>このため、防災・減災対策をはじめ、大震災の経験に基づく被災地支援や教訓の継承・発信など、防災危機管理対策の総合的推進について調査する。</p>